

(2) 助成対象とする事業 1

本事業では、以下の活動を助成対象とします（複数選択可）。

ただし、**届ける世帯の中で1世帯以上は定期的に直接ご家庭に訪問し支援をしていること**を要件としているため、**1または2の活動が必須**となります。



1

対面訪問型

定期的に直接ご家庭に食材等をお届けしながら、家庭を見守り支援する事業



2

赤ちゃん便
(対面訪問に限る)

対面訪問のうち、特定妊婦または1歳未満の乳児がいるご家庭を対象とする事業

3

宅配便型

外部の配送業者等を活用し食材等をご家庭に届けるとともに、デジタルツール等によるコミュニケーションを通じて家庭とつながり支援する事業

4

来所型

フードパントリーなど支援活動場所に来所してもらい、そこでのコミュニケーションを通じて家庭を見守り支援する事業

(2) 助成対象とする事業2 (事業要件)

a. 助成要領要件

助成要領「2.助成対象事業の内容」に掲げる要件を満たしていること

b. 実施内容

支援対象世帯の中で1世帯以上は定期的に直接ご家庭に訪問し支援をしていること

※突発的な事情があったときのみ訪問する等は想定（該当）しません。
定期的な訪問支援をすることが家庭と合意できていることが前提となります。

c. 支援する世帯

経済的困難を抱え、適切な支援を受けられていないなど社会的に孤立した家庭を対象としていること

d. 支援期間

利用家庭に対し6ヶ月以上の継続した支援を想定した活動であること

e/f. 状況把握

- ①経済的課題以外の利用家庭の状況を把握し、支援に活用するために必要に応じて記録していること
- ②支援活動に必要な家庭の情報を記載した支援家庭リストを作成していること

g. 定期的な見守り

事務連絡(日程調整など)以外に、家庭と月1回以上のコミュニケーションをとっていること

h. 支援へのつなぎ

様々な課題を持つ家庭に対し、必要な支援を提供する又は必要な支援につなげる体制があること